

令和8年度 京都市立嵐山東小学校

「学校いじめの防止等基本方針」

1. 総則

(1) 目的

「いじめ」は子どもたちの心身の健全な成長に重大な影響を及ぼし、自殺や不登校を引き起こす深刻な人権問題である。

本校では、国に於ける基本方針の改定を踏まえ、「いじめ」の定義を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット・SNSを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。また、京都市の「一人一人の子どもを徹底的に大切にする」という理念の元、本市での「いじめ」に対する現状分析や課題及び学校が実施する施策を踏まえ、「いじめ」の積極的認知を行う。組織的に対応することを通して、「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を徹底し、「いじめ」を許さない学校づくりを推進する。

(2) 基本理念

いじめは、すべての児童に関する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、すべての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめ防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2. いじめ対策委員会

(1) 構成

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・学年担当・養護教諭・教育相談主任・スクールカウンセラー

(2) 役割

①いじめの未然防止

- ・「学校いじめの防止等基本方針」「いじめの防止等に関わる年間計画」の作成
- ・未然防止の取組の推進や学校基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認
- ・未然防止の取組の年間計画の決定
- ・個別面談や教育相談の時期や回数決定
- ・「いじめ防止対策委員会」（年5回）を中心とした子どもの見取りと取組の評価
- ・いじめに特化した研修の実施
- ・教職員の共通理解と意識啓発

②いじめの早期発見と対応

- ・児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・個別面談や相談窓口の集約
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約窓口
- ・発見されたいじめ事案への対応

③重大事案への対応

- ・対応方針の決定と見直し
- ・関係機関との連携の窓口

(3) 開催時期・児童保護者への周知など

- ・定例委員会は、毎月の職員会議後（緊急の場合は臨時会を行う。）
- ・事案によっては、管理職に相談後、ケース会議を行う。
- ・いじめ対策やそれら組織については、5月に朝会や学校ホームページ等を利用し、児童や保護者への周知を図る。

3. 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

- ① 学習環境の整備・授業改善の充実（「分かる授業」「生徒指導の機能が活かされた授業づくり」）
 - ・教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく授業計画を作成し、全ての児童がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。
 - ・学習規律の確立に努め、全ての児童が安心して学習に臨める環境づくりを行う。
 - ・言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成に重点を置いた学習形態を工夫する。
 - ・全ての児童に習得すべき基礎学力の定着を図る。
 - ・クラスマネジメントシートの活用によりクラス内の児童の思いや考え、状況を把握し、児童が安心して過ごせるクラスづくりを行う。
- ② 道徳教育・人権教育の充実
 - ・道徳的実践力を育むため、教育活動全般を通して道徳教育の充実を図る。
 - ・参観授業では、全校の取組として、いじめは絶対に許されないことや命の大切さを題材とした「道徳」を実施し、保護者に理解や協力を求める。
- ③ 児童が主体的に行う活動や体験活動の充実
 - ・宿泊を伴う学習や校外での体験活動を通して仲間づくりを行う。
 - ・学校行事（運動会や学習発表会）を通して人間関係づくりを行う。
 - ・高齢者の方との交流や地域の方との協働体験を行い、道徳的価値の深まりを図る。
 - ・児童会活動や学級活動の活性化を図り、集団の一員としての自覚を深め、自己有用感を高める取組を推進する。
 - ・12月の人権週間の際、「いじめ問題」を取り上げ、意識が高まるような活動を工夫して行う。
 - ・同学年だけでなく、たてわり活動など異学年との交流を活性化することにより、相手意識をもち、お互いを大切にしようとする心情を育てる。
 - ・学校の教育活動全体を通していじめをしないことを徹底させる。

- ・朝会で代表児童による発表活動を増やすことにより、児童の自己肯定感や、一生懸命に取り組むことの素晴らしさや当たり前の大切さを感じられるようにする。

④ 児童同士の絆づくり

- ・宿泊を伴う学習や校外での体験活動を通して、仲間作り行う。
- ・学校行事（運動会や学習発表会など）やたてわり活動・部活動での異年齢集団での活動を通して、人間関係作りを行う。
- ・高齢者の方との交流や地域の方との協働体験を行い、道徳的価値の深まりを図る。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための措置

① 日常の児童に関する情報共有

- ・朝の会の健康観察時、一人一人の名前を呼んで表情を確認する。
- ・児童1人1端末を利用した健康観察を実施し、子どものSOSをキャッチする仕組みを確立する。
- ・登校、休み時間、掃除時間などの校内巡視による児童の見守り活動の実施
- ・全教職員による児童の状況の把握と共有（おしゃべりタイムの実施）

② 児童に対する定期的な調査

- ・学校評価アンケートやいじめに関するアンケート・クラスマネジメントシートなどを利用した早期発見と実態把握

③ 教育相談体制の充実

- ・情報の共有と組織的な取組
- ・教育相談主任やスクールカウンセラーと連携した相談体制と日常的な情報交換の重視
- ・定期的な生徒指導委員会での情報共有と具体的な取組方針の決定
- ・6、11月に「教育相談週間」を設定（積極的な相談活動）。その際、各担任は必ずアンケートの結果を把握し、児童の観察に努める。

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

① 基本的な考え方

いじめの発見や報告を受けたときは、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今後の対応等について検討する。その際、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの有無の確認について、被害児童の支援や加害児童への指導、周りの児童の状況把握、教育委員会はじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めるとともに、解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。

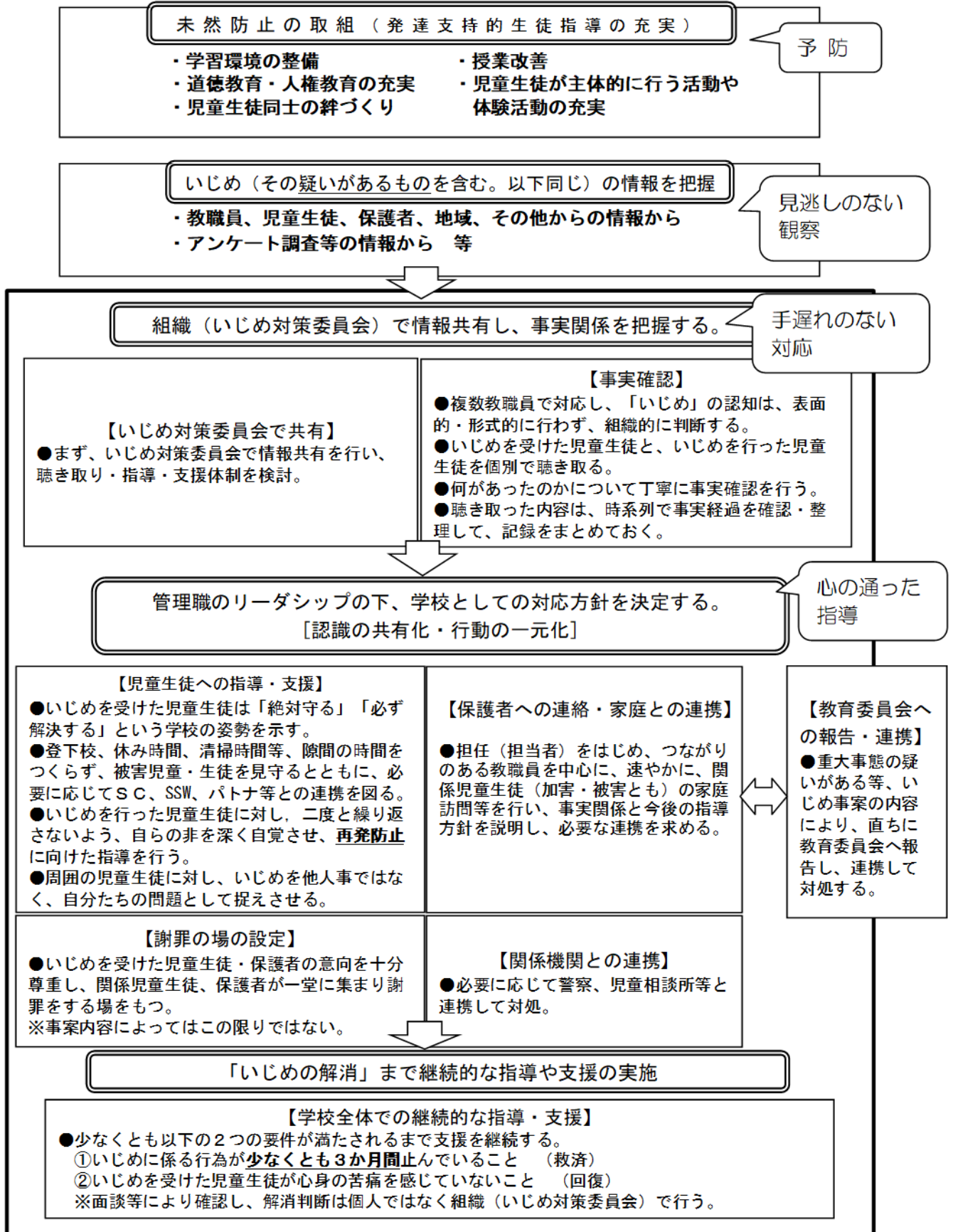
② いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応

『学校いじめ防止基本方針』

- 学校いじめ防止プログラムの策定
- 教職員、児童生徒、保護者、地域への周知
- 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

『いじめ対策委員会』

- 担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の確認・周知
- 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
- 児童生徒、保護者、地域への周知
- いじめの認知・解消の判断について確認



- ③ インターネット等を通じて行われるいじめへの対応
携帯、スマートフォン、通信機能付きゲーム端末等インターネットやその他通信サービスを通じたいじめについても、「いじめ対策委員会」を中心にいじめの事実の確認と被害者への支援と加害者への指導を行う。また、情報モラルの育成を学校・保護者・警察が連携して取り組む。
- ④ 「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組
いじめを受けた児童がその後1年間を通じて心身の苦痛が和らぎ解消の方向へ向かっているかを確認する。次年度についても引き続いて経過観察を行う。（学年担任・学校で常に共通理解しておく。）
- (4) 教職員の資質向上の取組
- ⑤ 内容
いじめに関わる（可能性を含んだ事案）対処に関する校内研修・児童間での関係におけるトラブルについては即連絡・報告・相談ができる体制をとり、ケース会議は随時もつ。
- ⑥ 実施時期
8月と12月（全体での児童についての共通理解を図る研修会・情報モラル向上のための研修会・人権教育に関する研修会等をもつ。）

4. 保護者・地域、関係機関との連携

- ・「いじめ防止対策推進法」の趣旨や「嵐山東小学校いじめの防止等基本方針」の内容を周知し、いじめの防止や解消に、保護者による子どもの観察や声かけが重要であることを知らせ、理解と協力を得る。
- ・道徳や人権学習の参観授業への呼びかけをPTAの協力のもと進める。
- ・事案によっては、警察署少年係との連携を密にし、被害児童の身の安全を最優先させるとともに、児童相談所との連携、加害児童・被害児童の精神的ケアを図る。

5. 重大事態への対処

(1) 基本的な考え

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法を踏まえ、京都市教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告すると共に、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童及びその保護者に調査に係わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

(2) 重大事態が発生したときの対応

重大事態が発生した場合は、速やかに京都市教育委員会に報告し、調査の主体等についての協議を行う。重大事態は法において、①生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき ②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときと定義されているが、児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し出があったときは、重大事態の疑いのあるものとして報告・調査にあたる。本校が調査の主体となる場合は、本校の下に組織を設け、事実関係を明確にするための調査、必要に応じた適切な保護者への情報提供、京都市教育委員会への調査結果の報告、調査結果を踏まえた適切な措置、同種の事態発生防止に向けた取組の推進等を速やかに行う。

また、京都市教育委員会が調査の主体になった場合は、京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力をする。

6. 年間計画

月	対策会議や校内研修等	未然防止に向けた取組や行事等	アンケートの実施や教育相談週間	保護者への啓発等
4	職員会議「学校いじめの防止等基本方針」の共通理解	きずなの日 各学年・クラスの実態把握		学校教育説明会での説明
5	学級経営方針の交流会 児童理解研修	きずなの日 朝会 いじめ対策 6年非行防止教室		いじめ対策についてホームページ等で周知
6	いじめ防止対策委員会①	きずなの日 6年修学旅行	第1回いじめに関するアンケート（記名式）の実施 おしゃべりタイム①	学校運営協議会でのアンケートについての情報共有及び説明と評価
7	年間の取組の見直し①	きずなの日	第1回クラスマネジメントシートの実施	個人懇談会での保護者との情報共有
8	いじめ防止対策委員会② いじめに特化した研修会 ①「いじめの定義といじめ問題の解消に向けた組織的な取組について」 いじめアンケート等の調査結果の情報共有			
9	いじめ防止対策委員会③ 児童理解研修	きずなの日	児童による学校評価 教職員アンケート	人権学習の授業参観 学級懇談会
10		きずなの日 運動会		
11	いじめ防止対策委員会④	きずなの日 5年花背山の家宿泊学習 学習発表会①	第2回いじめに関するアンケート（記名式）の実施 おしゃべりタイム②	
12	年間の取組の見直し② いじめに特化した研修会 ②「いじめ問題の解消に向けて効果のあった取組について」	きずなの日 人権朝会	第2回クラスマネジメントシートの実施	個人懇談会での保護者との情報共有
1	いじめアンケート等の調査結果の情報共有	きずなの日		
2	いじめ防止対策委員会⑤	きずなの日 学習発表会②	児童による学校評価 教職員アンケート	新1年半日入学・保護者説明会
3	学校いじめ防止プログラムの見直し	きずなの日		学校運営協議会でのアンケートについての情報共有及び説明と評価

※上記の取組については、年度途中に計画の見直しを行い、予定を変更することがある。